

保育を必要とする事由の確認書類

下表の添付書類については、両親世帯の場合、父・母それぞれの書類が必要となります。

保育を必要とする事由 (認定できる期間)	添付書類
1ヶ月あたり、64時間以上の就労を 常態としている (最長、就学前まで)	勤務(内定)証明書(会社勤務の方)又は自営業等就労申立書(自営業・農業 等の方) ※市の所定用紙に記入してください。 勤務(内定)証明書は勤務先で記入していただきます。 自営業等就労申立書はご自身で記入してください。
妊娠中であるか、出産後間もない (出産予定日の前後2ヶ月含む最大5か月)	新生児の母子健康手帳のコピー(表紙と出産予定日が確認できるページ)
保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に 障がいをもっていて、保育が困難である (最長、就学前まで)	1. 医師の診断書(保育が困難と判断できる診断書) 2. 障がい者手帳・療育手帳等のコピー(氏名と障がい程度が分かるページ) ※1, 2, どちらかご提出ください。
同居の親族(長期間入院等している親族を 含む)を常時介護又は看護している (最長、就学前まで)	1. 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの 2. 介護計画表(市の所定用紙に記入してください。) ※1と2, 両方ご提出ください。
1ヶ月あたり、64時間以上、就学又は 技能習得をしている (就学・技能習得期間中)	1. 学生証(在学証明書のコピー)、受講の証明ができるものの写し 2. カリキュラム表など、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの ※1と2, 両方ご提出ください。
災害復旧にあっている (最長、就学前まで)	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがあること (最長、就学前まで)	第三者機関の証明
求職活動していること (3ヶ月以内)	1. 求職活動専念申立書(市の所定用紙に記入してください。) 2. ハローワークカード・雇用保険受給証明書のいずれかの写し ※2は所持している場合のみご提出ください。
育児休業を取得していること (下の子が満1歳になる月末まで)	1. 勤務証明書の「法令による産前・産後休暇又は育児休業を取得している場 合」の欄にある「産休」・「育休」・「復職年月日」全てに記入 2. 育児休業取得がわかる証明 ※1, 2, どちらかご提出ください。

※ 市が提出書類の確認を行った結果、就労時間の不足等を確認した場合、提出いただきました書類の内容を確認させていただく場合があります。

※ 他の要件に切り替える場合はその要件が確認できる書類等をお出しいただくことで認定期間が継続されます。

※ 退職等により要件が満たせなくなる場合や、就労時間や勤務先等が変わる場合は、お早めに在園施設又は市保育課までご連絡ください。

※ 育児休業における認定については、施設を利用していたこと及び継続利用することが条件となり、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用の要件に該当しません。